

# 在宅医療勉強会

往診料① ～概要と注意点～



# 基本となる報酬

- 在宅医療では、『往診料』『在宅患者訪問診療料』  
『在宅時医学総合管理料』『施設入居時等医学総合管理料』  
が基本の報酬となります。
- 患者の状態によらず、患家に赴いて診療を行った場合、  
往診料または在宅患者訪問診療料を算定します。

# 往診と訪問診療の違い

患者の求めに応じて患家を訪問して診療を行った場合

⇒ 往診料

患者または家族などが医療機関に電話等で直接往診を求め、医師が必要性を認めて可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できます。

## 留意点

○初診料または再診料も併せて算定可能

○同一建物居住者の考え方はない

計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合

⇒ 在宅患者訪問診療料



# 算定回数



- 回数の制限はなく、必要があれば  
1日2回以上実施(算定)できます。
- 同一日に訪問診療と往診を行った場合は  
一方の点数しか算定できません。  
ただし、訪問診療後に病状が急変した場合などは  
往診料を算定することができます。

# 往診料の算定で注意すべき点

同一の患家または有料老人ホームなどで、その形態から当該ホーム全体を同一患家とみなすことが適当である場合に、2人以上の患者を診療した場合は、2人目以降の患者については往診料を算定せず、初・再診料などを算定します。

例えば...

・有料老人ホームに入居中のAさんとBさんともに発熱し、施設より往診依頼があり、往診を行った。

どちらか一方が往診料の算定、2人目以降の患者については再診料等を算定します。居宅の患者でも考え方は同様です。

# 初回訪問時の診療報酬

訪問診療は、計画的・定期的な診療に対する報酬のため、初回の訪問診療では往診料と初診料を算定することになります。

ただし、「退院時共同指導料」を算定する場合は、初回の診療を計画的な診療とみなすことができるため、初回から訪問診療料を算定することができます。

# 摘要欄の記載について

在宅患者訪問診療料を算定した日と同一日に往診料を算定した場合は、「患者の病状の急変等往診が必要になった理由」を記載することになっています。

## 記載例

- ・発熱のため本人より往診依頼
- ・呼吸停止のためご家族より往診依頼
- ・左わき腹の痛みがあり本人より往診依頼
- ・血圧高値のため本人より往診依頼

ご清聴ありがとうございました

お困りのこと、疑問点ございましたら  
申込みメールアドレスへ  
お気軽にご連絡ください

